

2026年3月24日 全9頁

開示府令の改正（サステナビリティ・人的資本開示の拡充）

2026年3月31日以後に終了する事業年度から順次適用

金融調査部

研究員

藤野 大輝

[要約]

- 2026年2月20日、「企業内容等の開示に関する内閣府令」等が改正された。
- サステナビリティ情報に関して、平均時価総額が1兆円以上の東京証券取引所プライム市場上場会社に対して、サステナビリティ基準委員会（SSBJ）のサステナビリティ開示基準（SSBJ基準）の適用を義務付ける。
- 人的資本に関しては、企業戦略と関連付けた人材戦略、従業員の給与等の額及び内容の決定に関する方針、平均年間給与の対前事業年度増減率の記載が新たに求められる。
- 今回の改正のうち、サステナビリティ情報の開示については2028年3月31日以後に終了する事業年度から適用される（平均時価総額が3兆円以上である場合は2027年3月31日以後に終了する事業年度）。人的資本を含むその他の改正については2026年3月31日以後に終了する事業年度から適用される。

1. 開示府令等の改正

2026年2月20日、「[企業内容等の開示に関する内閣府令](#)」等が改正された（以下、改正開示府令）。2025年11月26日に公表された改正案¹に対するパブリックコメントの結果を受け、今回の公布・施行に至った。サステナビリティ情報や人的資本情報の開示を求めるといった基本的な点に変更はないが、募集した意見を踏まえた変更が一部で見られる（図表1）。

図表1 改正開示府令の概要（有価証券報告書等の開示）

サ ス テ ナ ビ リ テ イ 情 報 等	SSBJ 基準 の適用	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 東京証券取引所プライム市場上場会社のうち、平均時価総額1兆円以上の企業は、SSBJ基準に従ってサステナビリティ情報を開示しなければならない（1兆円未満の企業による任意適用も可） ➤ 「主要な経営指標等の推移」に当事業年度、前事業年度から5事業年度前までの末日における株券等の時価総額、平均時価総額を注記
	開示の 拡充	<ul style="list-style-type: none"> ➤ SSBJ基準の適用を受ける場合は以下を記載 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 基準に準拠している旨 ✓ 強制適用・任意適用の別 ✓ 二段階開示を適用する場合には、その旨、次の半期報告書の提出期限までにSSBJ基準に従った訂正報告書を提出する旨 ✓ SSBJ基準の経過措置を受けている場合には、その旨、根拠となる規定、内容 ➤ 人的資本のガバナンス、リスク管理について記載
	将来情報	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 将来に関する事項（将来情報）を記載する場合（注）は以下を記載 <ul style="list-style-type: none"> A) 将来情報が含まれる旨、将来情報は当事業年度末に判断したものである旨 B) 将来情報が事後的に異なるものとなる可能性がある場合、その旨、その要因 C) 将来情報の記載に当たって前提とされた事実、仮定、推論過程 D) 情報の入手経路の確認を含む将来情報の適切性を検討し、評価する社内の手続 <p>※温室効果ガス排出量のスコープ3に関する定量情報を記載する場合、それに関する上記B～Dを記載</p>

¹ 「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の改正案について、詳しくは拙稿「[開示府令の改正案が公表（2026年から一部適用）](#)」（2025年12月10日、大和総研レポート）を参照。

サ ス テ ナ ビ リ テ ィ 情 報 等	セーフ ハーバー ・ ルール	<ul style="list-style-type: none"> ➤ セーフハーバー・ルールが適用される「将来情報」に「従業員の状況等」の将来に関する事項を追加 ➤ 温室効果ガス排出量のスコープ3に関する定量情報が事後的に誤りであることが判明した、もしくは確定値が判明したときに、虚偽記載等の責任を負うものではないと整理 ➤ 前事業年度の有価証券報告書における見積りの方法により算定した数値と確定値に差異がある場合、その差異の状況、差異が生じた理由を半期報告書に記載できる
従 業 員 の 状 況	記載事項 の整理	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 「コーポレート・ガバナンスの状況等」の次に「従業員の状況等」という欄を作り、その中で下記の開示を求める <ul style="list-style-type: none"> ✓ 「人材戦略に関する基本方針等」（新設） ✓ 「従業員の状況」（従来の位置から移動） ➤ 「ストックオプション制度の内容」、「役員・従業員株式所有制度の内容」については使用人等のみを対象とした制度があれば、それを「従業員の状況」に記載することができる
	開示の 拡充	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 「人材戦略に関する基本方針等」に下記を記載 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 経営方針・経営戦略等と関連付けた人材戦略 ✓ 従業員の給与その他の給付の額及び内容の決定に関する方針 ➤ 「従業員の状況」に平均年間給与の対前事業年度増減率を記載
	持株会社	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 提出会社が持株会社の場合は、連結子会社のうち従業員数が最も多い会社の従業員数や平均年齢、給与に関する情報などを記載 <p>※従業員数が最も多い会社の従業員数が連結会社の従業員数の過半数を超えない場合には、次に多い会社についても記載</p>
総会前開示		<ul style="list-style-type: none"> ➤ 有価証券報告書の記載事項（自己株式取得、剰余金の配当に関するものを除く）が定時株主総会や取締役会の決議事項であるときにおける当該決議事項等の概要の記載を不要とする ➤ 中間配当基準日が、中間会計期間の末日から半期報告書の提出日までの間の場合、原則として中間配当基準日現在における「大株主の状況」、「議決権の状況」を半期報告書に記載する

その他	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 特定有価証券に関する半期報告書の提出期限の延長申請に係る手続規定を整備 ➤ 株式転換条項の付された社債券について、あらかじめ定められた条件に基づき株式を発行・移転する場合には、有価証券の募集・売出しに該当しない旨を明確化
-----	---

(注)「経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」、「サステナビリティに関する考え方及び取組」、「事業等のリスク」、「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」、「従業員の状況等」に将来に関する事項を記載する場合に限る。

(出所) 改正開示府令より大和総研作成

2. 改正開示府令の内容

(1) サステナビリティ情報

①SSBJ 基準の適用

改正開示府令では、平均時価総額が 1 兆円以上の東京証券取引所プライム市場上場会社に対して、サステナビリティ基準委員会 (SSBJ) のサステナビリティ開示基準 (SSBJ 基準)²の適用を義務付けている。具体的には、有価証券報告書等の「サステナビリティに関する考え方及び取組」の記載に当たって、SSBJ 基準に従うこととされた (改正開示府令第 19 条の 9 第 1 項、第 4 項)。なお、これに該当しない企業でも、SSBJ 基準に従うことができる (改正開示府令第 19 条の 9 第 2 項)。

適用の判定基準である「平均時価総額」は、前事業年度から 5 事業年度前までの各事業年度末の時価総額 (取引所で算定される時価総額) を平均した値を指す (改正開示府令第 19 条の 9 第 3 項)。例えば、2027 年 3 月期の有価証券報告書等において SSBJ 基準に従う必要があるか否かについては、2022 年 3 月期～2026 年 3 月期の各事業年度末の時価総額を平均した値で判断する。なお、上場から 5 事業年度経過していない企業については、経過した各事業年度の末日の時価総額を平均した値で判断する。

また、これに伴い有価証券報告書等の「主要な経営指標等の推移」に、当事業年度、前事業年度から 5 事業年度前までの各事業年度の末日における株券等の時価総額、平均時価総額の注記が求められる (改正開示府令第二号様式 記載上の注意 (25))。この記載により翌年度の有価証券報告書等へ SSBJ 基準が適用されるか否かが分かるようになると考えられる。

②開示の拡充

SSBJ 基準の適用に伴い、有価証券報告書等の「サステナビリティに関する考え方及び取組」の開示事項も一部拡充されている。SSBJ 基準を適用しなければならない企業、もしくは任意で

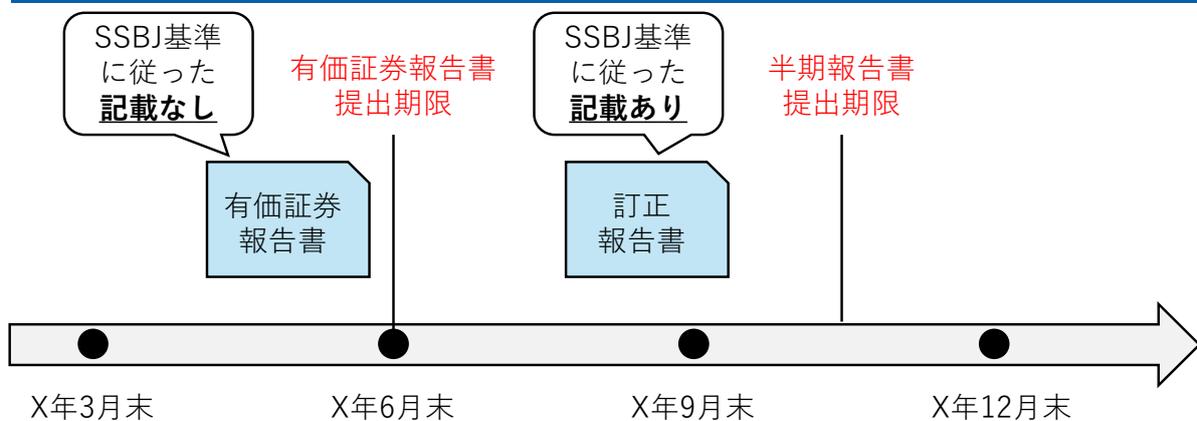
² SSBJ 基準について、詳しくは[拙稿「SSBJ がサステナビリティ開示基準を最終化」](#) (2025 年 3 月 25 日、大和総研レポート) を参照。

適用する企業については、SSBJ 基準に準拠している旨などを開示する（改正開示府令第二号様式 記載上の注意（30））。

SSBJ 基準に従ったサステナビリティ情報は、適用初年度とその翌年度は有価証券報告書等に記載せず、翌期の半期報告書の提出期限までに訂正報告書に記載して提出することができる（改正開示府令附則第 2 条第 2 項）（図表 2）。この「二段階開示」を利用する場合、その旨などを有価証券報告書に記載する（改正開示府令第二号様式 記載上の注意（30））。

なお、SSBJ 基準の適用を受けない場合は、従来の「サステナビリティに関する考え方及び取組」の記載を行う。ただし、人的資本（人材の多様性を含む）について、新たにガバナンス、リスク管理に関する記載が求められる（改正開示府令第二号様式 記載上の注意（30））。

図表 2 SSBJ 基準の適用に係る二段階開示（3 月決算の上場事業会社の場合）



（出所）改正開示府令より大和総研作成

③セーフハーバー・ルール

従来の「企業内容等の開示に関する留意事項について（企業内容等開示ガイドライン）」では、従来、下記の項目の将来に関する事項（将来情報）のうち記載すべき重要な事項について、一般的に合理的と考えられる範囲で具体的な説明が記載されている場合には、将来情報と実際に生じた結果が異なる場合であっても、直ちに虚偽記載等の責任を負うものではないと考えられるというセーフハーバー・ルールが示されている。

- ✓ 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等
- ✓ サステナビリティに関する考え方及び取組
- ✓ 事業等のリスク
- ✓ 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

今回の改正には、企業内容等開示ガイドラインの改正も含まれており、セーフハーバー・ルールの対象となる上記の将来情報に、（2）で後述する「従業員の状況等」の将来に関する事項が加えられる（改正企業内容等開示ガイドライン 5-16-2）。

また、温室効果ガス排出量のスコープ 3 に関する定量情報についても、一般的に合理的と考えられる範囲で具体的な説明が記載されている場合には、当該情報が事後的に誤りであることが判明し、もしくは見積りの方法により算出した数値についての確定値が判明したときにおいても、虚偽記載等の責任を負うものではないと考えられるというセーフハーバー・ルールが新たに設けられている（改正企業内容等開示ガイドライン 5-16-2）。

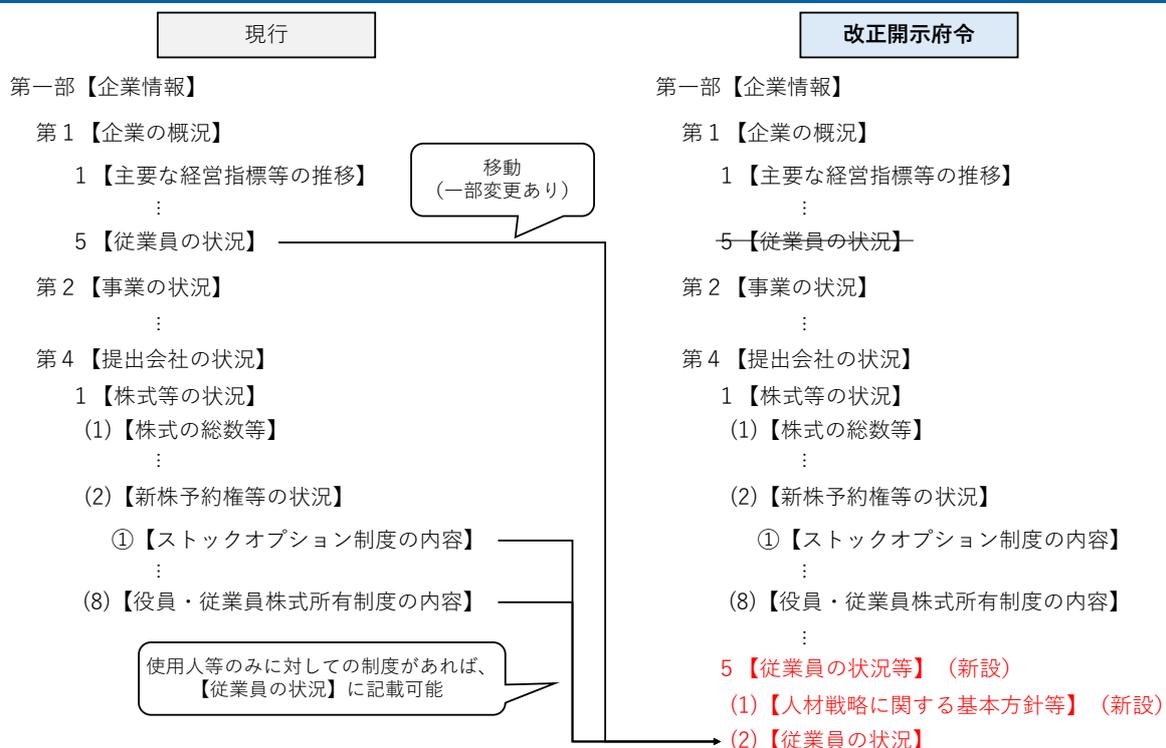
こうしたセーフハーバー・ルールの整備に当たって、有価証券報告書等に「従業員の状況等」を含む将来情報を記載する場合や、温室効果ガス排出量のスコープ 3 に関する定量情報を記載する場合は、その前提とされた事実・仮定・推論過程などを記載することが求められる（改正開示府令第三号様式 記載上の注意（1））。

（２）従業員の状況

①記載事項の整理

従来の「従業員の状況」を、第 1 「企業の概況」から第 4 「提出会社の状況」に移動した上で「従業員の状況等」という上位の欄を作り、その中に人材戦略について記載する「人材戦略に関する基本方針等」の項目を新設している（図表 3）。

図表 3 従業員の状況に関する記載事項の整理（有価証券報告書）



（出所）改正開示府令より大和総研作成

また、他の箇所における従業員に関する情報開示との整理も図られている。使用人等のみに対して新株予約権証券を付与する場合、もしくは使用人その他の従業員のみを対象とした役

員・従業員株式所有制度を導入している場合は、「ストックオプション制度の内容」、「役員・従業員株式所有制度の内容」で記載すべき事項を「従業員の状況」に記載することができる（この場合、当該事項を従業員の状況に記載している旨を記載する必要がある）（改正開示府令第二号様式 記載上の注意（39）、（46））。

②開示の拡充

新設された「人材戦略に関する基本方針等」に下記を具体的に記載することが求められる（改正開示府令第二号様式 記載上の注意（58-2））。

- ✓ 連結会社の人材戦略（経営方針・経営戦略等に関連付けて）
- ✓ 連結会社の従業員の給与その他の給付の額及び内容の決定に関する方針（提出会社に係るものに限ることができる）

なお、人材戦略をはじめとした情報については、「サステナビリティに関する考え方及び取組」の記載と重複することが想定される。しかし、「サステナビリティに関する考え方及び取組」における人的資本に関する情報、「人材戦略に関する基本方針等」に記載すべき情報は、いずれも有価証券報告書の他の箇所に記載し、その旨を記載することで当該情報を省略することができる（改正開示府令第二号様式 記載上の注意（30）、（58-2））。同一情報の繰り返しを避け、分かりやすい開示ができると考えられる。

また、「従業員の状況」では新たに、提出会社の最近日現在の従業員について、平均年間給与の対前事業年度増減率（下記）の開示が求められる（改正開示府令第二号様式 記載上の注意（58-3））。

$$\frac{\text{最近事業年度における平均年間給与} - \text{前事業年度における平均年間給与}}{\text{前事業年度における平均年間給与}}$$

③持株会社

改正開示府令では、提出会社が持株会社の場合は、連結子会社（外国の会社を除く）のうち最近事業年度における従業員数が最も多い会社（最大人員会社）について、下記の記載が求められる（改正開示府令第二号様式 記載上の注意（58-2）、（58-3））。なお、最大人員会社の従業員数が連結会社の従業員数の過半数を超えない場合には、従業員数が次に多い連結子会社についても同様の記載が求められる。

- ✓ 従業員の給与その他の給付の額及び内容の決定に関する方針
- ✓ 従業員数、平均年齢、平均勤続年数、平均年間給与、平均年間給与の対前事業年度増減率

(3) 総会前開示

定時株主総会前に有価証券報告書を提出する、いわゆる「総会前開示」を促進するために、改正開示府令で総会前開示に係る企業負担の軽減が図られている。従来、総会前開示を行う場合、有価証券報告書に記載した事項やそれらの事項に関するものが、定時株主総会や定時株主総会の直後に開催が予定される取締役会の決議事項になっているときは、それぞれ該当する箇所において、その旨及びその概要を記載することとされていた。改正開示府令では、この対象を自己株式取得と剰余金の配当に限定し、総会前開示を行う場合の記載に係る負担を軽減している（改正開示府令第三号様式 記載上の注意（1））。

また、半期報告書において、従来は中間会計期間の末日における状況の記載が求められている「大株主の状況」と「議決権の状況」について、改正開示府令では、中間配当に係る基準日が中間会計期間の末日後から半期報告書提出日までの間である場合、その基準日における状況を記載することとされている（それが困難な場合を除く）（改正開示府令第四号の三様式 記載上の注意（15）、（16））。議決権や配当に係る基準日を後倒しにし、株主総会の開催日を遅らせることで総会前開示を実現するケースを想定しているものと考えられる。

3. 適用時期等

改正開示府令は、公表日である 2026 年 2 月 20 日に公布・施行されている。2. で解説した各種改正の適用時期は図表 4 の通りである（いずれも施行日から早期適用可）。

図表 4 改正開示府令の適用時期（有価証券報告書）

2. (1)	サステナビリティ情報	<p><u>2028 年 3 月 31 日以後に終了する事業年度</u></p> <p>※2026 年 3 月 31 日以後に終了する事業年度の末日を基準とした平均時価総額が 3 兆円以上である場合</p> <p><u>2027 年 3 月 31 日以後に終了する事業年度</u></p>
2. (2)	従業員の状況	<p><u>2026 年 3 月 31 日以後に終了する事業年度</u></p>
2. (3)	総会前開示	

（出所）改正開示府令より大和総研作成

2026 年 1 月 8 日に公表された金融庁「金融審議会サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ報告」では、時価総額 1 兆円未満 5,000 億円以上のプライム市場上場会社にも、2029 年 3 月期から SSBJ 基準の適用を義務化するとされた³。今後、この適用拡大に関する開示府令の改正が見込まれる。将来的には、時価総額 5,000 億円未満の企業への適用についても検討されていくと考えられる。

³ 「金融審議会サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ報告」について、詳しくは拙稿「[SSBJ 基準の適用範囲や保証制度の整備](#)」（2026 年 1 月 21 日、大和総研レポート）を参照。

また、2025年12月26日に公表された金融庁「金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告」では、さらなるセーフハーバー・ルールを創設するとされた⁴。具体的には、非財務情報のうちの将来情報、見積り情報、統制の及ばない第三者から取得した情報（これらを総称して将来情報等）の合理性が確保されていると認められる場合には、有価証券報告書等の虚偽記載等について、民事責任を負わず、課徴金納付命令の対象にならないものとする。民事責任については金融商品取引法の改正、課徴金納付命令については企業内容等開示ガイドラインの改正が見込まれる。

図表5 セーフハーバー・ルールの適用範囲となる将来情報等

将来情報	● 有価証券報告書の作成時点からみて将来に関する情報であって、作成時点において金額、数量、事象の発生の有無等が確定していないもの
統制の及ばない第三者から取得した情報	● 子会社や関連会社を除く第三者から取得した情報に基づき開示される情報
見積り情報	● 不確実性のある数値について、入手可能な情報を基に合理的に算出した数値

(出所)「金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告」(2025年12月26日) p.14 脚注42

さらに、今回の改正開示府令では、サステナビリティ情報や人的資本情報の開示拡充が中心であったが、こうした環境変化に伴う企業負担などを考慮し、有価証券報告書の記載事項の整理を行うことが考えられている。2026年の春以降の金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループでの審議が予定されている。

そのほか、金融庁・東京証券取引所「コーポレートガバナンス・コードの改訂に関する有識者会議」の第二回(2026年2月26日)では、東京証券取引所のコーポレートガバナンス・コード(CGコード)の改訂案について審議された。現行のCGコードでは、サステナビリティ情報の開示、特にプライム市場上場会社に対してはTCFD(気候関連財務情報開示タスクフォース)などの基準に沿った気候変動に関する情報の開示が求められている。有識者会議の第二回で示された改訂案では、有価証券報告書でサステナビリティ情報の開示が求められていることを踏まえ、サステナビリティ情報の開示に関するCGコードの原則が削除されている。サステナビリティ情報の開示義務は法令(ハードロー)に統一されると考えられる。

このように、有価証券報告書におけるサステナビリティ情報の開示については、SSBJ基準の適用対象の拡大に伴う開示負担の増加と、セーフハーバー・ルールの創設などによる開示負担の軽減という両方向での変化が見込まれる。今後の動向を見据えつつ、改正開示府令への対応を行っていくことが重要だろう。

⁴ 「金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告」について、詳しくは拙稿「[ディスクロージャーワーキング・グループ報告の公表](#)」(2026年1月8日、大和総研レポート)を参照。